

令和 7 年度武蔵村山市特定教育・保育施設等指導監査実施方針

1 基本方針

平成 27 年 4 月 1 日に子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）が施行され、同法第 27 条に規定する特定教育・保育施設及び同法第 29 条に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対しては、全ての子どもが健やかに成長することを目的として、当該特定教育・保育施設等を利用する子ども（以下「利用者」という。）の健やかな成長のための適切な環境を等しく確保するため、市町村が指導監査を行うことが規定された。

全ての利用者が特定教育・保育施設等を安全に利用できるよう、子ども・子育て支援法、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年武蔵村山市条例第 22 号）等に基づき、武蔵村山市内の特定教育・保育施設等に対し、本方針に定める重点項目を中心に指導監査を実施する。

併せて、指導監査において指摘した事項については、改善状況を確認できるまで継続的に指導を行い、特定教育・保育施設等の適正な運営及び提供するサービスの質の向上を図ることとする。

また、これらの指導監査の実施に当たっては、子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付に係る認定を行う子ども家庭部子ども育成課並びに児童福祉法に基づく認可と指導検査の権限を有する東京都と密接な連携を図り、効率的及び効果的に行う。

2 指導監査の重点項目

（1）運営管理関係

ア 運営規程及び重要事項の説明

（ア）利用者の保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。

（イ）運営規程の概要を、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項と併せて掲示しているか。

イ 職員の確保及び処遇

（ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

（イ）職員の状況を把握するため、労働関係書類（労働者名簿、雇用契約書、出退勤記録等）が適正に整備されているか。

（ウ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

（エ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

(イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難消火訓練及び救命救急訓練等の防災安全対策が徹底されているか。

(2) 保育内容関係

ア 特定教育・保育の状況

(ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な特定教育・保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針又は幼稚園教育要領に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人一人に応じた特定教育・保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

(ウ) 職員間の連携及び家庭や関係機関との連携が図られているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

(ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

(エ) 上記（ア）から（ウ）に係る事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(オ) 食中毒及び感染症の予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適正な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

(ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(エ) 保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。

(オ) 施設型給付費又は委託費を適正に請求しているか。

(カ) 委託費の弾力運用は、使用使途制限の範囲内であるか。

(キ) 利用者負担額に加えて上乗せ徴収や実費徴収を実施する場合は、保護者からの同意を得ているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資金管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性及び正当性を第三者にも証明し得るものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

3 実施計画

(1) 対象施設

ア 特定教育・保育施設（幼稚園及び認可保育所）。ただし、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園については、当該指導監査の対象には含まない。

イ 特定地域型保育事業者（小規模保育事業者、家庭的保育事業者、居宅訪問型保育事業者及び事業所内保育事業者）

(2) 実施形態

ア 実地指導

(ア) 実施方法

毎年度実施計画を策定し、対象施設等に検査員が赴いて実施する。

(イ) 実施単位

特定教育・保育施設等を単位として実施する。

(ウ) 実地指導体制

係長職以上の職にある者を含む2名以上とする。また、特定教育・保育施設等の状況により適宜体制を再編する。

(エ) 実施通知

武蔵村山市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱（令和元年武蔵村山市訓令（乙）第53号。以下「要綱」という。）第9条第1項の規定に基づき通知する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、児童福祉法に基づき東京都が行う指導検査の日程等を踏まえ、指導監査実施の優先順位、特定教育・保育施設等の状況等を考慮して決定する。

イ 監査

(ア) 実施方法

特定教育・保育施設等ごとに適宜日程を定め、原則として当該特定教育・保育施設等を運営する社会福祉法人（以下「法人」という。）等の事務所に赴いて実施する。

また、必要に応じ、特定教育・保育施設等の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

特定教育・保育施設等を単位として実施する。

(ウ) 監査体制

課長職以上の職にある者を含む3名以上とする。また、特定教育・保育施設等の状況により適宜体制を再編する。

(エ) 実施通知

要綱第14条第1項の規定に基づき通知する。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和7年4月1日時点で現存する特定教育・保育施設等（以下この項において「施設」という。）とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要に応じて指導監査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない施設

(イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

(ウ) 新規に開設された施設

(エ) 前回の指導監査等から一定の期間を経過した施設

(オ) 財務分析結果等の課題のある法人が運営する施設

(カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設又は当該評価結果において問題がある施設

(キ) 施設調査書を提出していない施設

(ク) 新たに民間委託された施設又は指定管理者制度が導入された施設

(ケ) その他指導監査の実施が必要と判断される施設

4 関係機関等との連携

(1) 東京都

ア 子ども・子育て支援法に基づき武蔵村山市が実施する指導監査及び児童福祉法に基づき東京都が実施する指導検査に関する日程の調整、指導監査結果等に関する情報の共有を行う。

イ 指導監査に係る法令及び制度運用に関する疑義照会、当該特定教育・保育施設等に関する過去の指導検査結果等の情報の提供並びに運営の適正化等に関する事項について、連携を図る。

(2) 教育・保育給付に係る所管課

子ども家庭部子ども育成課等と連携し、事業の実施状況、特定教育・保育施設等の運営状況等について積極的に情報交換を行い、指導監査の適正な対応、推進及び連携

強化を図る。